

◆ 特別養護老人ホーム みどり苑

【負担割合1割の方】

(1日あたり 単位:円)

区分	基本料金	個別機能訓練加算	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	居住費※ (第4段階の場合)	食費※ (第4段階の場合)	合計	
要介護1	個室	559	12	14	36	6	13	28	1,171	1,512	3,351
	多床室	559	12	14	36	6	13	28	855	1,512	3,035
要介護2	個室	627	12	14	36	6	13	28	1,171	1,512	3,419
	多床室	627	12	14	36	6	13	28	855	1,512	3,103
要介護3	個室	697	12	14	36	6	13	28	1,171	1,512	3,489
	多床室	697	12	14	36	6	13	28	855	1,512	3,173
要介護4	個室	765	12	14	36	6	13	28	1,171	1,512	3,557
	多床室	765	12	14	36	6	13	28	855	1,512	3,241
要介護5	個室	832	12	14	36	6	13	28	1,171	1,512	3,624
	多床室	832	12	14	36	6	13	28	855	1,512	3,308

【負担割合2割の方】

(1日あたり 単位:円)

区分	基本料金	個別機能訓練加算	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	居住費※ (第4段階の場合)	食費※ (第4段階の場合)	合計	
要介護1	個室	1,118	24	28	72	12	26	56	1,171	1,512	4,019
	多床室	1,118	24	28	72	12	26	56	855	1,512	3,703
要介護2	個室	1,254	24	28	72	12	26	56	1,171	1,512	4,155
	多床室	1,254	24	28	72	12	26	56	855	1,512	3,839
要介護3	個室	1,394	24	28	72	12	26	56	1,171	1,512	4,295
	多床室	1,394	24	28	72	12	26	56	855	1,512	3,979
要介護4	個室	1,530	24	28	72	12	26	56	1,171	1,512	4,431
	多床室	1,530	24	28	72	12	26	56	855	1,512	4,115
要介護5	個室	1,664	24	28	72	12	26	56	1,171	1,512	4,565
	多床室	1,664	24	28	72	12	26	56	855	1,512	4,249

- ☆ 居住費及び食費については、所得等に応じた減額措置や経過措置があります。(下記の表を参考にして下さい。)
- ☆ 入所及び退院(30日以上入院後)した日から30日に限り、初期加算(30円/日)が加算されます。
- ☆ 入院または外泊をした連続した6日間は、外泊時の費用として、外泊時費用加算(246円/日)が加算されます。
- ☆ 医師が必要と認め、療養食を提供した場合、療養食加算(6円/回【1食】)が加算されます。
- ☆ 歯科医師、歯科医衛生士の指導で口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成した場合、口腔衛生管理体制加算(30円/月)が加算されます。
- ☆ 経口による食事が可能で、摂取状況の管理、観察が必要な方に対し、経口維持加算(Ⅰ)(400円/月)及び経口維持加算(Ⅱ)(100円/月)が加算されます。
- ☆ 若年性認知症利用者受入加算として(120円/日)が加算されます。(対象の方のみ)
- ☆ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、(基本サービス費+各種加算・減算)×83/1000で算出した額が加算されます。

◎ 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	負担限度額(日額)		対象者	
	居住費※	食費※		
第1段階	個室	320円	300円	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方
	多床室	0円		
第2段階	個室	420円	390円	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と <b>非課税年金収入額</b> の合計が年間80万円以下の方
	多床室	370円		
第3段階	個室	820円	650円	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で、上記第2段階以外の方
	多床室	370円		
第4段階	個室	1,171円	1,512円	・上記以外の方
	多床室	855円		

かつ、夫婦で預貯金等が単身で100万円以下